

## 別紙 1

### 病床数適正化推進事業費補助金（地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金）

#### 1 目的

地域医療構想の実現のため、病院又は診療所であって療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する「療養病床」をいう。）又は一般病床（同項第5号に規定する「一般病床」をいう。）を有するもの（以下「病院等」という。）が、病床数の適正化に必要な病床数の削減を行う場合、削減病床に応じた給付金を支給することにより、地域医療構想の実現を推進することを目的とする。

#### 2 補助金の交付対象

平成30年度病床機能報告において、2018（平成30）年7月1日時点の機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）のいずれかの医療機能を選択した病棟の稼働病床数を1床以上報告し、※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に対象3区分のいずれかの病床の削減を行う病院等（以下「病床削減病院等」という。）の開設者又は開設者であった者であること。

※当該期間に、医療法に基づく病床数の変更の許可を受ける（既に受けた）医療機関

#### 3 補助金交付の要件

次の全てを満たすこと。なお、地域医療構想の実現を目的としたものではない病床削減（経営困難等を踏まえた自己破産による廃院）は給付の対象とはならない。

- (1) 地域医療構想を実現するため、病床削減の対象病院等について、病床の機能分化・連携に必要な病床数の削減を行うものであるという地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が必要と認めたものであること。
- (2) ※病床削減病院等における病床削減後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分の稼働病床数の合計の90%以下であること
- (3) 同一年度内に病床削減支援給付金の支給を受けていないこと。
- (4) 同一年度内に病床削減病院等の開設者が、同じ構想区域内で開設する病院を増床していないこと。

※ 休棟中等で報告した病床（休棟中で報告した病棟の許可病床数、並びに対象3区分の病棟のうち、過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床数）を削減した上で、対象3区分の稼働病床数の10%以上削減する必要があります。

#### 4 補助金交付額の算定方法

補助金交付額		
平成 30 年度病床機能報告において、対象 3 区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象 3 区分の許可病床数に対象 3 区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の削減分	対象 3 区分の 病床稼働率	1 床あたり単価
	50%未満	1, 140 千円
	50%以上 60%未満	1, 368 千円
	60%以上 70%未満	1, 596 千円
	70%以上 80%未満	1, 824 千円
	80%以上 90%未満	2, 052 千円
	90%以上	2, 280 千円
なお、病床稼働率については、平成 30 年度病床機能報告の数値を用いて算出するもの		
一日平均実働病床数以下まで削減する場合の一日平均実働病床数以下の削減分	1 床あたり単価 2, 280 千円	

※算定にあたっては、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。

#### 5 提出書類

補助金の交付を希望する医療機関は、県に以下の書類を提出すること。

○ 事業計画書

※ 事業計画書の様式の電子ファイルについては、県医療薬務課のホームページに掲載していますのでダウンロード願います。

(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryo/R2sakugenshien.html>)

#### 6 全体スケジュール（予定）

- (1) 事業計画書の提出（11月24日まで）
- (2) 補助対象事業者の決定、通知、補助金交付要綱の提示
- (3) 補助金交付申請書の提出（2月）
- (4) 交付決定（3月頃）
- (5) 実績報告（事業完了後30日又は令和3年4月5日のいずれか早い日）
- (6) 補助金の交付（実績報告後1～2ヶ月後）

#### 7 その他

国補助金資料（ポンチ絵）及び国支給要領案・・・参考添付

令和3年度の当該事業に係る国予算については、額も含めて現在、国で調整中